

生駒市子ども・子育て会議

会長 清水 益治 様

生駒市長 小紫 雅史

生駒市こども計画(仮称)、及び
第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について(諮問)

生駒市こども計画(仮称)、及び第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画について、生駒市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、下記の事項について貴会議の意見を求めます。

記

諮問事項 生駒市こども計画(仮称)の策定について

令和5年4月施行のこども基本法第10条において、「市町村はこども大綱(中略)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(中略)を定めるよう努めるものとする」と定められている。このことから、生駒市としては、当該法律その他の関連する法令等の趣意を鑑み、生駒市こども計画(仮称・令和7年～11年)を策定する。

第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画の期間(令和2年～6年度)が終了することに伴い、市民の子育て状況や子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するためのニーズ調査等を踏まえ、パブリックコメントも実施の上、第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)案を策定する。